平成２２年（フ）第３４８１号
横浜市戸塚区戸塚町3303番地　代田マンション303号
債務者　浦野　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４８５号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町217番地の12
債務者　鈴木　秀吉
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２８号
横浜市栄区公田町853番地32
債務者　石原　翔太
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０６７号
大阪市淀川区西宮原５－３－34　明石方、住民票上の住所大阪市淀川区東三国６丁目12番17号
債務者　村上　紀子（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０６号
秋田県大仙市豊川字街道ノ上136番地
債務者　竹村　克己
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月10日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第６５３号
静岡県袋井市久能1571番地の１、破産申立時の住所岡山市中区㭎15番地
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８５０号
岡山県玉野市玉原２丁目15番27号
債務者　後藤　滋子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３０３号
東京都新宿区高田馬場３丁目11―６　プランドール11―102
債務者　橋上　一幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１０号
相模原市緑区青山234番地６
債務者　金畑　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２号
石川県鹿島郡中能登町西馬場ノ部32番地
債務者　岩田多美子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前９時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第７４号
石川県七尾市郡町３部14番地
債務者　中村　壽子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前９時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４９号
熊本県山鹿市鹿本町来民1086番地
債務者　谷口　美佳
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
北海道中川郡池田町字旭町５丁目20番地
債務者　中條　幸宏
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
北海道中川郡池田町字旭町５丁目20番地
債務者　中條　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
北海道河東郡音更町駒場南２条通５番地22
債務者　松田小百合
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係